

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和4年3月15日（令和4年（行個）諮問第5078号）

答申日：令和6年10月18日（令和6年度（行個）答申第5010号）

事件名：本人に係る「公務災害にかかる判断について」等に関する文書の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる93文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表4の番号1に掲げる部分につき、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年10月19日付け防人給第16454号及び平成31年2月28日付け防人給第3156号により、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

違法・不当に広く不開示決定を行っているため、取り消しを免れない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「別添陸上自衛隊特定部隊長特定職員Aによる「公務災害にかかる判断について」及び「特定個人の特定事由による死亡に関する調査結果について」に係る、特定部隊が保有する一切の文書」に記録されている保有個人情報の開示を求めるものであり、これに該当する保有個人情報として、別紙に掲げる93文書に記録されている本件対象保有個人情報を特定した。

本件開示請求については、法20条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成30年10月19日付け防人給第16454号により、別紙に掲げる文書1ないし文書25に記録されている保有個人情報について、法14条2号、6号及び7号に該当する部分並びに保有個人情報非該当の部分を開示とする原処分1を行った後、平成31年2月28日付け防人給第3156号により、別紙に掲げる文書26ないし文書93に

記録されている保有個人情報について、法14条2号、6号及び7号に該当する部分並びに保有個人情報非該当の部分を開示とする原処分2を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、本件審査請求のうち原処分に係る審査請求については、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約3年2か月及び約2年10か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 不開示とした部分及びその理由について

原処分において不開示とした部分及びその理由については、別表1のとおりであり、本件対象保有個人情報のうち、法14条2号、6号及び7号に該当する部分並びに保有個人情報非該当の部分を開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「違法・不当に広く不開示決定を行っているため、取り消しを免れない。」として、不開示部分について、原処分の取消しを求めるが、上記2のとおり、本件対象保有個人情報のうち、法14条2号、6号及び7号に該当する部分並びに保有個人情報非該当の部分を開示としたものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

4 補充理由説明書

- (1) 原処分で不開示とした部分のうち、別表2に掲げる部分は、改めて精査した結果、開示可能な情報と認められるため、開示することとする。
- (2) また、その余の不開示部分のうち、別表3に掲げる部分は、原処分で不開示とした理由に加え、それぞれ不開示事由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|----------------------|
| ① 令和4年3月15日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年4月15日 | 審議 |
| ④ 同年11月4日 | 委員の交代による所要の手続の実施及び審議 |
| ⑤ 令和6年6月21日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ 同年7月31日 | 審議 |
| ⑦ 同年9月11日 | 諮問庁から補充理由説明書を収受 |
| ⑧ 同年10月11日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報につき、その一部を法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、6号及び7号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、不開示部分のうち、別表2に掲げる部分を新たに開示するとし、その余の部分（別表4に掲げる部分。以下「不開示維持部分」という。）は、別表3のとおり不開示理由を追加して、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、4号、5号、6号及び7号柱書きに該当するとして、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果に基づき、審査請求人を本人とする保有個人情報該当性及び不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について

(1) 別表4の番号1に掲げる部分につき、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

当該部分については、一義的には審査請求人の既に死亡した子である特定個人の保有個人情報であり、当該文書には、審査請求人の個人識別情報が記載されていないことから、当該保有個人情報は、法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと判断し、不開示とした。

(2) 上記(1)の諮問庁の説明のとおり、別表4の番号1に掲げる部分については、審査請求人の氏名等の同人を識別することができる情報は記載されていないと認められる。

しかしながら、本件開示請求は、特定部隊が作成した文書「公務災害にかかる判断について」及び「特定個人の特定事由による死亡に関する調査結果について」に関し特定部隊が保有する、審査請求人を本人とする保有個人情報の開示を求めるものである。

当審査会において、当該部分を見分したところ、審査請求人本人から特定職員Aに対する申入れを受け、審査請求人の子である特定個人の特定事由による死亡が公務災害に該当するか否か等の判断に関する特定部隊の調査等に係る一連の文書であると認められる。当該申入れの書面には審査請求人の氏名及び住所等の記載があり、審査請求人を本人と識別できる情報が記載されている。

(3) そうすると、別表4の番号1に掲げる部分は、公務災害の認定の手続に関する一連の情報として、審査請求人を本人とする保有個人情報であ

ると認められ、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない旨の上記（１）の諮問庁の説明は採用することはできない。

- （４）したがって、別表４の番号１に掲げる部分につき、改めて開示決定等をすべきである。

３ 不開示維持部分の不開示情報該当性について

- （１）別表４の番号２及び番号３に掲げる不開示部分には、特定個人の経歴、勤務状況、人事管理、健康状態及び診療に係る情報並びに特定個人の同僚等の勤務状況及び職務の級等に係る情報が記載されていると認められる。

当該部分は、それぞれ特定個人又は特定個人の同僚等に係る法１４条２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法１４条２号ただし書該当性について検討すると、特定個人に係る不開示部分は、特定個人の勤務先の内部情報及び人事管理情報であり、また、特定個人の同僚等に係る不開示部分は、当該人物の勤務状況及び職務の級等に関する情報であって、法令の規定により又は慣行として審査請求人が知り得る情報に該当するとは認められないことから、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、原処分において、個人識別部分である特定個人及び特定個人の同僚等の氏名が既に開示されていることから、法１５条２項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法１４条２号に該当し、文書６については、同条６号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

- （２）別表４の番号４に掲げる不開示部分には、特定個人の特定事由による死亡に係る特定部隊の調査に係る関係者の証言などの調査内容等が記載されていると認められる。

当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 当該部分には、特定個人の特定事由による死亡に関する調査にあたり行われた、公務災害に該当するか否か、特定個人の勤務、疾病及び死亡等の状況に係る関係者からの報告及び聞き取り（以下「報告等」という。）の内容等が記載されている。

この調査に応諾した関係者からの報告等の内容が明らかとなれば、関係者が公務災害申立人である審査請求人からの批判や不当な働きかけ、嫌がらせ等を恐れ、正確、率直な供述をちゅうちょし、審査請求人側又は防衛省側いずれか一方に不利になる供述を意図的に忌避するなどの行動をとるおそれがあり、ひいては、事実関係の把握が困難と

なり、今後の災害補償業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とすることが適当と判断した。

イ 当該部分を開示すれば、当該調査等に協力した関係者からの報告等の内容が明らかとなり、部内調査であるとはいえ、情報提供依頼に対して、正確、率直な回答が得られなくなるなどして、事実関係の把握が困難となり、今後の災害補償事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるなどとする上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、災害補償業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条7号柱書きに該当し、文書4、文書6及び文書25については、同条2号及び同条6号に、文書21、文書43、文書44、文書46及び文書92については、同条2号に、文書42については、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

(3) 別表4の番号5に掲げる不開示部分には、自衛隊の部隊の組織編成及び現員並びに活動状況に係る情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の能力、態勢等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法14条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

(4) 別表4の番号6に掲げる不開示部分には、捜査機関の捜査手法、捜査事項、捜査範囲、対処方針及び対処内容等が具体的に記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、捜査機関の捜査上の着眼点及び手法などの捜査機関の捜査能力、対処内容等が明らかとなり、犯罪を企図する者において、当該情報が対抗措置や犯罪の実行を容易にするために利用されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法14条5号に該当し、文書21及び文書46については、同条2号に、文書44については、同号及び同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

(5) 別表4の番号7に掲げる不開示部分には、公にされていない警視庁の職員の氏名及び職名（階級）等が記載されている。

ア 当該部分の不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

警視庁においては、管理職でない警部及び同相当職以下の職にある職員の氏名を公表しておらず、慣行として公になっていない。

当該部分に記載されている職員は、これまでに様々な警察業務に従事した経験を有し、今後も様々な警察業務に従事する可能性がある

ことから、当該職員の氏名及び職名（階級）等を開示することにより、当該職員が特定され、これを手掛かりとして、反社会勢力等が、何らかの有益な情報を得ようとする、又は都合の悪い施策や法案の企画・立案を妨害する目的で職員に接近又は職員を懐柔しようとする事が考えられる。

よって、警察業務に支障が生じるおそれや個人の権利利益が侵害されるおそれがあるため、当該職員の氏名を不開示とした。

イ 警察業務の特殊性に鑑みれば、公表慣行がない職にある警察職員の氏名及び職名（階級）等を開示することにより、当該職員が特定され、警察活動に対する妨害が予想されるなどの上記アの諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえず、これを否定することはできない。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 14 条 5 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 12 条 1 項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法 14 条 2 号、6 号及び 7 号に該当するとして不開示とした各決定については、諮問庁が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条 2 号、4 号、5 号、6 号及び 7 号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表 4 の番号 1 に掲げる部分を除く部分は、同条 2 号、4 号、5 号及び 7 号柱書きに該当すると認められるので、同条 6 号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表 4 の番号 1 に掲げる部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。

（第 2 部会）

委員 白井玲子，委員 太田匡彦，委員 佐藤郁美

別紙（本件対象保有個人情報記録された文書）

（原処分１において特定された文書）

- 文書１ 資料目録
- 文書２ 公務災害にかかる判断について（特定文書番号Ａ。特定年月日Ａ）
- 文書３ 特定個人の特定事由による死亡事案に関する公務災害非該当通知について（仰指）特定部（特定年月日Ｂ）
- 文書４ 特定個人の特定事由による死亡事案に関する公務上外判断について（仰指）特定部（特定年月日Ｃ）
- 文書５ 公務災害調査及び調査結果開示の申し入れ（特定年月日Ｄ）
- 文書６ 精神疾患等の簡易認定調査票
- 文書７ 災害発生日及び災害発生日前１か月間の勤務状況調査票
- 文書８ 災害発生日前６か月間の勤務状況調査票
- 文書９ 勤務時間確認表
- 文書１０ 勤務記録表
- 文書１１ 特定年Ａ出勤簿
- 文書１２ 特定年Ｂ出勤簿
- 文書１３ 特定年Ａ休暇簿（年次休暇用）
- 文書１４ 特定年Ａ（度）休暇簿（特別休暇用）
- 文書１５ 特定年Ｂ休暇簿（年次休暇用）
- 文書１６ 特定年Ｂ休暇簿（特別休暇用）
- 文書１７ 振替（代休）管理簿
- 文書１８ 発生前６か月間における各１か月当りの超過勤務時間（特定個人）
- 文書１９ 特定年度Ｂ超過勤務実績表
- 文書２０ 超過勤務実績表（特定年月Ａ分～特定年月Ｂ分）
- 文書２１ 特定疾病事案発生報告書（特定年月日Ｅ。特定部隊補償担当）
- 文書２２ 作成文書リスト（特定個人）
- 文書２３ アンケート回答者一覧表（特定個人事案）
- 文書２４ 電子メール（業務システム）（特定年月日Ｆ，特定年月日Ｇ）
- 文書２５ アンケート用紙

（原処分２において特定された文書）

- 文書２６ 身上資料（特定年月日Ｈ現在）
- 文書２７ 特定年度Ｂ特定官職経歴管理調査書（特定年月日Ｉ現在）
- 文書２８ 特定官職名簿（特定個人）
- 文書２９ 特定課職位機能組織図（特定年月日Ｈ）
- 文書３０ 特定課職位機能組織図（特定年月日Ｊ）
- 文書３１ 特定課職位機能組織図（特定年月日Ｋ）

文書 3 2 心の健康チェック・ストレスチェック結果（特定個人）
文書 3 3 業績評価
文書 3 4 勤務成績報告書
文書 3 5 家族構成（特定個人）
文書 3 6 特定課事務室配置図
文書 3 7 死体検案書
文書 3 8 診療情報提供書
文書 3 9 外来診療録
文書 4 0 健康診断表
文書 4 1 ログオン・ログオフ履歴
文書 4 2 特定個人ご遺族への対応について（特定年月日 L。特定部）
文書 4 3 特定官職の特定事由による死亡事案について（特定年月日 M。特定部隊）
文書 4 4 特定個人のご家族との面会時のご発言等及び今後の対応案（特定年月日 N 特定時間 A。特定職員 B）
文書 4 5 特定個人のご家族への回答要領について（特定年月日 N 特定時間 B。特定職員 B）
文書 4 6 特定個人の特定事由による死亡の概要（特定年月日 N。特定職員 C）
文書 4 7 特定年月日 O の特定個人とのやり取りについて（特定年月日 N。特定職員 D）
文書 4 8 事故速報（第 1 報）（特定年月日 N。特定部隊長）
文書 4 9 国有財産（防衛省特定地域 A 特別借受宿舍土地）所管換（受）について（申請）（特定文書番号 B。特定年月 C）（原議）
文書 5 0 電力・上下水道・都市ガス使用実績報告書（特定年月 D 分）について（報告）（特定文書番号 C。特定年月日 P）（原議）
文書 5 1 電力・上下水道・都市ガス使用実績報告書（特定年月 E 分）について（報告）（特定文書番号 D。特定年月日 Q）
文書 5 2 汚染負荷量賦課金納付実績及び硫酸化物排出量について（特定番号 A）（特定文書番号 E。特定年月日 R）
文書 5 3 環境保全関連事業執行状況について（報告）（特定番号）（特定文書番号 F。特定年月日 R）
文書 5 4 特定年度 B 冬季における節電の実施要領について（通知）（特定文書番号 G。特定年月日 S）
文書 5 5 電力・上下水道・都市ガス使用実績報告書（特定年月 F 分）について（報告）（特定文書番号 H。特定年月日 S）
文書 5 6 仕様書の変更について（特定文書番号 I。特定年月日 T）
文書 5 7 仕様書の変更について（特定文書番号 J。特定年月日 T）

- 文書 5 8 施設別環境保全資料（環境保全の見地から改善計画予定等）について（報告）（特定番号 C）（特定文書番号 K。特定年月日 U）
- 文書 5 9 特定年度 B 防衛省環境週間について（通達）（特定文書番号 L。特定年月日 V）
- 文書 6 0 電力・上下水道・都市ガス使用実績報告書（特定年月 G 分）について（報告）（特定文書番号 M。特定年月日 W）
- 文書 6 1 特定年度 A 陸上自衛隊施設取得等基本計画資料について（報告）（特定番号 D）（特定文書番号 N。特定年月日 X）
- 文書 6 2 防衛省における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等処理実行計画に基づく報告について（報告）（特定番号 E）（特定文書番号 O。特定年月日 Y）
- 文書 6 3 油分離槽清掃等役務過不足調べについて（報告）（特定文書番号 P。特定年月日 Z）
- 文書 6 4 特定年度 B 変更及び特定年度 A の施設整備実施に伴う国有財産（減）見込み調査結果について（報告）（特定文書番号 Q。特定年月日 a）
- 文書 6 5 水質等測定結果等に係る臨時調査について（報告）（特定文書番号 R。特定年月日 b）
- 文書 6 6 電力・上下水道・都市ガス使用実績報告書（特定年月 A 分）について（報告）（特定文書番号 S。特定年月日 b）
- 文書 6 7 政府実行計画に関する特定年度 C 温室効果ガス排出実績等実施状況調査について（報告）（特定文書番号 T。特定年月日 c）
- 文書 6 8 環境保全関連事業執行状況について（報告）（特定番号 B）（特定文書番号 U。特定年月日 d）
- 文書 6 9 国有財産（立木竹）の伐採について（申請）（特定文書番号 V。特定年月日 e）
- 文書 7 0 国有財産（立木竹）の伐採について（申請）（特定文書番号 W。特定年月日 e）
- 文書 7 1 電力・上下水道・都市ガス使用実績報告書（特定年月 H 分）について（報告）（特定文書番号 X。特定年月日 f）
- 文書 7 2 電子メール（業務システム）（特定年月日 g ～特定年月日 h）
- 文書 7 3 「特定イベント」開催（案）に伴う特定地域 B 演習場の一時使用要望について（仰指）①
- 文書 7 4 防衛省インフラ長寿命化計画（行動計画）のフォローアップについて①
- 文書 7 5 「特定イベント」開催（案）に伴う特定地域 B 演習場の一時使用要望について（仰指）②
- 文書 7 6 防衛省インフラ長寿命化計画（行動計画）のフォローアップについ

て②

文書 7 7 特定年度 B 第 3 四半期 環境保全関連事業執行状況（特定番号 B）

文書 7 8 国有財産使用許可申請書

文書 7 9 電力・上下水道・都市ガス使用実績報告書（特定年月 D 分）について（報告）（特定文書番号 C。特定年月日 P）①

文書 8 0 安定器，汚染物等の掘り起こし調査結果（特定年月 I 末現在）

文書 8 1 発生報告

文書 8 2 国有財産（防衛省特定地域 A 特別借受宿舎土地）所管換（受）について（申請）（特定文書番号 B。特定年月日 i）

文書 8 3 電力・上下水道・都市ガス使用実績報告書（特定年月 D 分）について（報告）（特定文書番号 C。特定年月日 P）②

文書 8 4 電子メール（業務システム）（特定年月日 j ～特定年月日 k）

文書 8 5 答申者（抜粋）一覧表（特定個人事案）

文書 8 6 特定個人に対するパワハラ有無に関する答申書作成のための質問事項

文書 8 7 答申書

文書 8 8 答申書（特定年月 B）

文書 8 9 答申書（特定年月 J）

文書 9 0 答申書（特定年月 K）

文書 9 1 答申書（特定年月 L）

文書 9 2 パワハラ等の事実調査結果に関する報告

文書 9 3 特定個人の特定事由による死亡に関する調査結果について（陸上自衛隊特定部隊。特定年月日 A）

別表 1 (原処分において不開示とした部分及びその理由)

文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 1	N o . 2 1 死体検案書及び N o . 2 2 診療情報提供書 の作成者等の一部	開示請求者以外の個人に関する情報であり、これを公にすることにより、開示請求者以外の特定の個人を識別され、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 1 4 条 2 号に該当するとともに、調査関係者等が識別されることにより、同種調査において、関係者からの協力が得られなくなるなど、今後の災害補償業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条 7 号に該当するため不開示とした。
文書 3, 文書 4, 文書 6 及び文書 2 5	全部	審議, 検討等に関する情報であり、これを公にすることにより、将来予定されている同種の審議, 検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあることから、法 1 4 条 6 号に該当するため不開示とした。
文書 7 ないし文書 2 0 及び文書 2 2 ないし文書 2 4	全部	自己を本人とする保有個人情報に記載されていないことから不開示とした。
文書 2 1	階級の一部, 疾病名, (災害発生の状況) の一部, (既往歴等), (身体状況), (その他参考事項) 及び (公務上の災害と思慮する理由)	開示請求者以外の個人に関する情報であり、これを公にすることにより、開示請求者以外の特定の個人を識別され、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある

		ることから、法 14 条 2 号に該当するため、不開示とした。
文書 26	身上資料の一部	開示請求者以外の個人に関する情報であり、これを公にすることにより、開示請求者以外の特定の個人を識別され、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 14 条 2 号に該当するため、不開示とした。
文書 27	特定年度 B 特定官職経歴管理調査書（特定年月日 I 現在）の一部	開示請求者以外の個人に関する情報であり、これを公にすることにより、開示請求者以外の特定の個人を識別され、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 14 条 2 号に該当するため、不開示とした。
文書 28 ないし文書 33、文書 36、文書 40、文書 41、文書 45、文書 47 及び文書 49 ないし文書 91	全部	自己を本人とする保有個人情報に記載されていないことから不開示とした。
文書 34	1 枚目ないし 5 枚目及び 7 枚目ないし 11 枚目の「被評定者記入欄」、「評定官記入欄」、「調整官記入欄」、「審査官記入欄」及び表外記事のそれぞれ一部	開示請求者以外の個人に関する情報であり、これを公にすることにより、開示請求者以外の特定の個人を識別され、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある
	6 枚目の「被評定者記入	

	欄」，「評価官記入欄」及び表外記事のそれぞれ一部	ることから，法 14 条 2 号に該当するため，不開示とした。
文書 3 8	診療情報提供書の一部	開示請求者以外の個人に関する情報であり，これを公にすることにより，開示請求者以外の特定の個人を識別され，又は，特定の個人を識別することはできないが，これを公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあることから，法 14 条 2 号に該当するため，不開示とした。
文書 3 9	外来診療録の表紙，「診療録」「外来診療録（1 号用紙）」，「外来診療録（2 号用紙）」及び「内科問診票」のそれぞれ一部	開示請求者以外の個人に関する情報であり，これを公にすることにより，開示請求者以外の特定の個人を識別され，又は，特定の個人を識別することはできないが，これを公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあることから，法 14 条 2 号に該当するため，不開示とした。
文書 4 2	「3 公務災害と認定された場合の補償内容」，「4 請求された際の特定部隊等の手続きの流れ」，「5 今後の対応」，「別紙第 1」及び「別紙第 2」のそれぞれ全部	審議，検討等に関する情報であり，これを公にすることにより，将来起こりうる同種の審議，検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあることから，法 14 条 6 号に該当するため不開示とした。
文書 4 3	「特定官職の特定事由による死亡事案について（1／3）」，「特定官職の特定事由による死亡事案について（2／3）」，「特定官職の特定事由による死亡事案について（3／3）」，「別紙第 1」及び「別紙第 2」のそれぞれ一部	開示請求者以外の個人に関する情報であり，これを公にすることにより，開示請求者以外の特定の個人を識別され，又は，特定の個人を識別することはできないが，これを公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあることから，法 14 条 2 号に該当するため，不開示とした。
文書 4 4	「2（2）警察官から聞き	開示請求者以外の個人に関する情

	取り」及び「３（３）オ Q & A」のそれぞれ全部並びに「３（３）エ 通院・診断等の状況と上司の認識の状況」の一部	報であり、これを公にすることにより、開示請求者以外の特定の個人を識別され、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法１４条２号に該当するため、不開示とした。
	「３（２）上級部隊との連携」、 「３（３）ア 事実関係の確認（所属隊員の証言取り）」及び「３（３）イ 隊員のケア、特に特定事由による死亡の連鎖の防止」のそれぞれ全部	審議、検討等に関する情報であり、これを公にすることにより、将来起こりうる同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあることから、法１４条６号に該当するため不開示とした。
文書４６	「１ 当事者の階級」の一部、「２ 事案発覚の経緯」、 「３（１）特定部隊当直等による報告状況」、 「３（２）ア 対応者」、 「３（２）イ 特定部署への電話対応状況」及び３枚目のそれぞれ全部	開示請求者以外の個人に関する情報であり、これを公にすることにより、開示請求者以外の特定の個人を識別され、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法１４条２号に該当するため、不開示とした。
文書４８	「２ 関係者」の一部	開示請求者以外の個人に関する情報であり、これを公にすることにより、開示請求者以外の特定の個人を識別され、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法１４条２号に該当するため、不開示とした。
文書９２	「４ 調査結果」の一部	開示請求者以外の個人に関する情報であり、これを公にすることにより、開示請求者以外の特定の個人を識別され、又は、特定の個人

		を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法14条2号に該当するとともに、関係者が識別され、今後、同種同様の事案に当たり、関係者が忌憚なく調査に応じることを回避するなど、正確な事実の把握が困難となり、調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条7号に該当するため不開示とした。
--	--	---

別表 2（補充理由説明書において諮問庁が開示することとした不開示部分）

文書番号	枚目	開示することとした部分
文書 1	1 枚目	不開示部分の全て
文書 3	1 枚目ないし 5 枚目	不開示部分の全て
文書 4	1 枚目, 2 枚 目及び 5 枚目	不開示部分の全て
	3 枚目	下から 2 行を除く不開示部分
	4 枚目	1 行目ないし 20 行目を除く不開示部分
文書 6	1 枚目	階級, 号俸及び俸給並びに下から 11 行目の右 から 1 文字目, 下から 10 行目の 1 文字目ない し 11 文字目及び下から 5 行目の 2 文字目ない し 34 文字目を除く不開示部分
	2 枚目	3 行目の 1 文字目ないし 18 文字目, 10 行目 の 31 文字目ないし 40 文字目, 13 行目の 2 7 文字目ないし 42 文字目, 15 行目の 18 文 字目ないし 50 文字目及び 16 行目ないし 18 行目を除く不開示部分
	3 枚目	始業時刻欄, 終業時刻欄, 10 行目の 10 文字 目ないし 49 文字目, 11 行目, 12 行目, 1 3 行目の 13 文字目ないし 48 文字目, 14 行 目及び 15 行目を除く不開示部分
	4 枚目	9 行目の 8 文字目ないし 20 文字目を除く不開 示部分
文書 2 1	1 枚目	疾病名, (災害発生の状況) の 5 行目, (既往 歴等) 及び (公務中の災害と思慮する理由) の 不開示部分
文書 2 5	1 枚目ないし 157 枚目	アンケートの回答者所属, 職名, 官職 (階 級), 氏名並びにアンケート内容及び当該アン ケートの回答を除く不開示部分
文書 4 2	1 枚目, 3 枚 目及び 4 枚目	不開示部分の全て
	2 枚目	3 行目の 14 文字目ないし 18 文字目を除く不 開示部分
文書 4 3	2 枚目	別紙第 1 の表中「官職」の欄 1 行目の不開示部 分

	3 枚目	不開示部分の全て
文書 4 4	2 枚目	「2 (2) 警察官から聞き取り」の 1 行目ないし 4 行目, 5 行目の 1 文字目ないし 19 文字目, 7 行目及び 8 行目の全て及び 9 行目の 1 文字目ないし 8 文字目の不開示部分
	3 枚目	「3 今後の対応」の不開示部分の全て
	4 枚目	「オ Q & A」の不開示部分の全て
文書 4 6	1 枚目	「1 当事者」の階級, 「2 事案発覚の経緯」の欄の 1 行目の右から 1 文字目ないし 3 文字目及び同欄の 6 行目ないし 8 行目を除く不開示部分
	2 枚目	「イ 特定部署への電話対応状況」の内容欄を除く不開示部分
	3 枚目	表内 3 列目の 5 行目, 15 行目ないし 18 行目及び 21 行目ないし 24 行目を除く不開示部分

(注) 行数については, 空白の行は数えない。

文字数については, 句読点, 記号及び半角文字も 1 文字として数え, 空白は数えない。

別表 3（補充理由説明書において諮問庁が不開示理由を追加することとした不開示部分）

文書番号	不開示部分	追加の不開示事由
文書 4	3 枚目の下から 2 行の不開示部分及び 4 枚目の 1 行目ないし 2 0 行目の不開示部分	開示請求者以外の個人に関する情報であり，これを公にすることにより，開示請求者以外の特定の個人を識別され，又は，特定の個人を識別することはできないが，これを公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあり，また，災害補償業務に関する情報であり，これを公にすることにより，今後の災害補償業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法 1 4 条 2 号及び 7 号柱書きの不開示事由を追加する。
文書 6	3 枚目の 1 0 行目の 1 0 文字目ないし 4 9 文字目， 1 1 行目， 1 2 行目， 1 3 行目の 1 3 文字目ないし 4 8 文字目， 1 4 行目及び 1 5 行目の不開示部分	
文書 2 5	1 枚目ないし 1 5 7 枚目のアンケートの回答者所属，職名，官職（階級），氏名並びにアンケート内容及び当該アンケートの回答	開示請求者以外の個人に関する情報であり，これを公にすることにより，開示請求者以外の特定の個人を識別され，又は，特定の個人を識別することはできないが，これを公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあることから，法 1 4 条 2 号の不開示事由を追加する。
文書 6	1 枚目の階級，号俸及び俸給	開示請求者以外の個人に関する情報であり，これを公にすることにより，開示請求者以外の特定の個人を識別され，又は，特定の個人を識別することはできないが，これを公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあることから，法 1 4 条 2 号の不開示事由を追加する。
	3 枚目の始業時刻欄及び終業時刻欄	
文書 6	1 枚目の下から 1 1 行目の右から 1 文字目，下から 1 0 行目の 1 文字目ないし 1 1 文字目及び下から 5 行目の 2 文字目ないし 3 4 文字目の不開示部分	自衛隊の組織，編制及び現員並びに活動状況に関する情報であり，これを公にすることにより自衛隊の能力，態勢等が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法 1 4 条 4 号の不開示事由を追加する。
	2 枚目の 3 行目の 1 文字目ないし 1 8 文字目， 1 0 行目の	

	3 1 文字目ないし 4 0 文字目， 1 3 行目の 2 7 文字目ないし 4 2 文字目， 1 5 行目の 1 8 文字目ないし 5 0 文字目及び 1 6 行目ないし 1 8 行目の不開示部分	
文書 2 1	1 枚目の（災害発生の状況）の不開示部分及び（その他参考事項）の 2 行目の不開示部分	捜査機関による捜査状況や処理に関する情報が記載されており，これを開示することにより，捜査上の着眼点及び手法などの捜査機関の捜査能力，対処内容等が明らかとなり，犯罪を企図する者において，当該情報が対抗措置や犯罪の実行を容易にするために利用されるおそれがあることから，法 1 4 条 5 号の不開示事由を追加する。
文書 4 4	2 枚目の「2（2）警察官から聞き取り」の 9 行目の 9 文字目ないし 2 7 文字目及び 1 0 行目ないし 2 8 行目の不開示部分	
	3 枚目の 1 行目ないし 1 8 行目の不開示部分	
文書 4 6	1 枚目の「2 事案発覚の経緯」の欄の 6 行目ないし 8 行目の不開示部分	
	2 枚目の「イ 特定部署への電話対応状況」の内容欄の不開示部分	
	3 枚目の表内 3 列目の 5 行目， 1 5 行目ないし 1 8 行目及び 2 1 行目ないし 2 4 行目の不開示部分	
文書 4 4	2 枚目の「2（2）警察官から聞き取り」の 5 行目の 2 0 文字目ないし 2 9 文字目及び 6 行目の不開示部分	開示することにより，これを手掛かりとして，反社会勢力等が何らかの有益な情報を得ようとする，又は都合の悪い施策や法案の企画・立案を妨害する目的で職員に接近又は職員を懐柔しようとするのが考えられるほか，当該職員やその家族への攻撃等も予想され，警察業務に支障が生じるおそれや個人の権利
文書 4 6	1 枚目の「2 事案発覚の経緯」の欄の 1 行目の右から 1 文字目ないし 3 文字目の不開示部分	

		利益が侵害されるおそれがあることから、法 14 条 5 号の不開示事由を追加する。
文書 6	4 枚目の 9 行目の 8 文字目ないし 20 文字目の不開示部分	災害補償業務に関する情報であり、これを開示することにより、今後の災害補償業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 14 条 7 号柱書きの不開示事由を追加する。
文書 4 2	2 枚目の 3 行目の 14 文字目ないし 18 文字目の不開示部分	
文書 4 3	1 枚目の「特定官職の特定事由による死亡事案について（2 / 3）」及び 2 枚目の「特定官職の特定事由による死亡事案について（3 / 3）」の不開示部分	
文書 4 4	4 枚目の「3（3）エ 通院・診断等の状況と上司の認識の状況」の不開示部分	

（注）行数については、空白の行、罫線、枠線及び図表は数えない。

文字数については、句読点、記号及び半角文字も 1 文字として数え、空白は数えない。

別表 4（不開示維持部分）

番号	文書番号	不開示とした部分
1	文書 7 ないし文書 20, 文書 22 ないし文書 24, 文書 28 ないし文書 33, 文書 36, 文書 40, 文書 41, 文書 45, 文書 47, 文書 49 ないし文書 91	全部
2	文書 26	身上資料の一部
	文書 27	特定年度 B 特定官職経歴管理調査書（特定年月日 I 現在）の一部
	文書 34	1 枚目から 5 枚目及び 7 枚目から 11 枚目の「被評定者記入欄」, 「評定官記入欄」, 「調整官記入欄」, 「審査官記入欄」及び表外記事のそれぞれ一部
		6 枚目の「被評定者記入欄」, 「評定官記入欄」及び表外記事のそれぞれ一部
	文書 38	診療情報提供書の一部
	文書 39	外来診療録の表紙, 「診療録」, 「外来診療録（1 号用紙）」, 「外来診療録（2 号用紙）」及び「内科問診票」のそれぞれ一部
	文書 48	「2 関係者」の一部
3	文書 6	1 枚目の階級, 号俸及び俸給
		3 枚目の始業時刻欄及び終業時刻欄
	文書 21	1 枚目の階級, （身体状況）の一部並びに（その他参考事項）の 1 行目, 3 行目及び 4 行目のそれぞれ不開示部分
	文書 43	1 枚目の「特定官職の特定事由による死亡事案について（1 / 3）」の一部及び 2 枚目の別紙第 1 のそれぞれ不開示部分
	文書 46	1 枚目の「1 当事者の階級」
4	文書 4	3 枚目の下から 2 行の不開示部分及び 4 枚目の

		1 行目ないし 2 0 行目の不開示部分
	文書 6	3 枚目の 1 0 行目の 1 0 文字目ないし 4 9 文字目， 1 1 行目， 1 2 行目， 1 3 行目の 1 3 文字目ないし 4 8 文字目， 1 4 行目及び 1 5 行目の不開示部分
		4 枚目の 9 行目の 8 文字目ないし 2 0 文字目の不開示部分
	文書 2 5	1 枚目ないし 1 5 7 枚目のアンケートの回答者所属， 職名， 官職（階級）， 氏名並びにアンケート内容及び当該アンケートの回答
	文書 4 2	2 枚目の 3 行目の 1 4 文字目ないし 1 8 文字目の不開示部分
	文書 4 3	1 枚目の「特定官職の特定事由による死亡事案について（2 / 3）」， 2 枚目の「特定官職の特定事由による死亡事案について（3 / 3）」の不開示部分
	文書 4 4	「3（3）エ 通院・診断等の状況と上司の認識の状況」のそれぞれ不開示部分
	文書 9 2	「4 調査結果」の一部
5	文書 6	1 枚目の下から 1 1 行目の右から 1 文字目， 下から 1 0 行目の 1 文字目ないし 1 1 文字目， 下から 7 行目の 3 文字目ないし 4 9 文字目， 下から 6 行目の 1 文字目ないし 4 0 文字目及び下から 5 行目の 2 文字目ないし 3 4 文字目の不開示部分
		2 枚目の 3 行目の 1 文字目ないし 1 8 文字目， 1 0 行目の 3 1 文字目ないし 4 5 文字目， 1 3 行目の 2 7 文字目ないし 4 2 文字目， 1 5 行目の 1 8 文字目ないし 5 0 文字目及び 1 6 行目ないし 1 8 行目の不開示部分
6	文書 2 1	1 枚目の（災害発生の状況）の不開示部分及び（その他参考事項）の 2 行目の不開示部分
	文書 4 4	2 枚目「2（2）警察官から聞き取り」の 9 行目の左から 9 文字目ないし 2 7 文字目， 1 0 行目ないし 2 8 行目の不開示部分
		3 枚目の 1 行目ないし 1 8 行目の不開示部分
	文書 4 6	1 枚目の「2 事案発覚の経緯」の欄の 6 行目

		ないし 8 行目の不開示部分
		2 枚目の「イ 特定部署への電話対応状況」の内容欄の不開示部分
		3 枚目の表内 3 列目の 5 行目， 1 5 行目ないし 1 8 行目及び 2 1 行目ないし 2 4 行目の不開示部分
7	文書 4 4	2 枚目「2 (2) 警察官から聞き取り」の 5 行目の左から 2 0 文字目ないし 2 9 文字目及び 6 行目の不開示部分
	文書 4 6	1 枚目の「2 事案発覚の経緯」の欄の 1 行目の右から 1 文字目ないし 3 文字目の不開示部分

(注) 行数については，空白の行は数えない。

文字数については，句読点，記号及び半角文字も 1 文字として数え，空白は数えない。